

第31回 大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会 議事要旨

日時 : 令和7年12月24日(水) 15時00分~17時00分

場所 : ホテルプリムローズ大阪

参加者 : 石塚 裕子 東北福祉大学 総合マネジメント学部 教授
内田 敬 大阪公立大学 大学院工学研究科 教授
成清 敦子 関西福祉科学大学 社会福祉学部 福祉創造学科 教授
室崎 千重 奈良女子大学 生活環境学部 准教授
渡邊 千芳 一般財団法人 大阪府身体障害者福祉協会 副会長
上田 一裕 一般財団法人 大阪府視覚障害者福祉協会 副会長
長宗 政男 公益社団法人 大阪聴力障害者協会 会長
羽藤 隆 一般社団法人 大阪脊髄損傷者協会 会長
泉本 徳秀 障害者(児)を守る全大阪連絡協議会 代表幹事
西尾 元秀 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議
山田 伸一 生活衛生同業組合 大阪興行協会 常務理事・事務局長
濱崎 はるか 新設Cチーム企画
中屋 吉広 一般社団法人 大阪外食産業協会 専務理事
山本 隆明 一般社団法人 大阪府建築士事務所協会 副会長
山本 尚子 公益社団法人 大阪府建築士会 委員

■ 議題(1)資料 1～2-3-1

○委員

- ・カームダウン、クールダウンスペースについて、利用状況(利用者があるかどうか)が外から確認できるとありがたい。
- ・18-1 ページについて、自動販売機や給水設備以外に、使い捨てマスクや耳栓、アイマスクなどがあるとありがたい。
- ・6-4 ページのエレベーターの籠の大きさについて、昨今の状況を踏まえ、15 人乗り以上にできないか。
- ・6-4 ページについて、冒頭に「劇場など車椅子使用者が集中することが想定される施設では稼働能力が低下する」との記載があるが、混雑する時間帯は限られているため、その点をもう少しわかりやすくしていただきたい。
- ・会館の場合、籠の大きさを 17～24 人乗り、やむを得ない場合でも 15 人乗り以上が望ましいということを推奨として記載していただきたい。
- ・トイレについて、万博のガイドラインでは男女比について記載されているため、大阪府のガイドラインにも同様に記載しておくべきではないか。女性用トイレは混雑しやすく、その結果、多目的トイレ等にも利用者があふれることがある。スペア基準のような考え方をどこかに記載できないか。

○委員

- ・今回のガイドラインには大阪・関西万博の好事例が多く反映されている。
- ・11月に開催されたデフレンピック開会式では、複数のスクリーンや日本語の手話通訳者、国際手話通訳、音声認識による文字通訳の電光掲示板を設置する等、情報保障についてこれ以上ない好事例だった。
- ・今回のガイドラインには、万博時に実現できなかったことや、トイレなどの好事例が盛り込まれている。これをきっかけに大阪がより暮らしやすいまちになることを期待したい。

○委員

- ・案内表示において音声による案内が明記されていなかった。
- ・タブレットやスマートフォン等の新しい技術による案内は、視覚障がい者にとって有益であり、素晴らしい取組だと思うが、従来型の案内方法も残し、案内板の設置場所がわかるようにしていただきたい。

○部会長

- ・新技術の導入は重要で有益である一方、従来から必要性が認められ定着している取組が置き去りにされる懸念がある。これら従来の取組も引き続き重要であることが伝わるよう、ガイドラインではその点を明確に示す必要がある。

○委員

- ・万博での経験や府域全体でより高い水準を目指す形で見直しが行われており、非常に充実した内容になっていると思う。特に当事者の意見を多く取り入れた内容になっているのではないか。
- ・非常に多岐にわたり、別冊もあるため、ボリュームが多くすべてを読み切れるのか不安がある。

○委員

- ・性的マイノリティが当事者参画すること自体に社会的障壁があるということが、福祉のまちづくりに参加していく中での課題であるため、その点について記載してほしい。
- ・まちづくりの活動に興味がある当事者がいても、地域にコミットする際に地域の人にカミングアウトしなければいけない場合があり、そこで個別の不利益や暴力が生じる可能性がある。建築との関係は薄いかもしれないが、まちづくりにおいては非常に大きな課題だと思っており、何らかの形で記載していただきたい。

○委員

- ・避難所のトイレが大きな問題になっており、運用面では改善が進んでいない状況である。まちづくり条例の目標としてはよいのではないか。

○部会長

- ・資料 2-2 で「調整中」となっている項目の見直しについて教えていただきたい。

○事務局

- ・基本的に意見を反映する形で記載していきたいと思っているが、現時点ではまだお示しできていないため「調整中」と記載している。
- ・本日いただいたご意見も含め、1 月に開催する審議会の中で、可能な限りお示しできるようにブラッシュアップを図っていきたい。

○部会長

- ・本日いただいた具体的なご質問、ご意見に対して事務局より回答をお願いしたい。

○事務局

- ・エレベーターの大きさについては、施設の用途や施設規模等によって求められるエレベーターの大きさが異なるため、一律に基準を定めるのは難しい。
- ・設計者が施設の用途や利用頻度を踏まえ、エレベーターの大きさを検討していただくことが重要である。施設によって考え方は異なるので、設計者には丁寧な検討をお願いしたい。
- ・トイレの男女比率については、国でも使いやすさの向上に向けた議論が進められている。その動向も見ながら表現について検討したい。
- ・名称の変更について、条例の名前自体は変わらない。従来の名称では、条例そのものの解説のように見えてしまうとのご意見もいただいたため、「施設整備のバリアフリーガイドライン」に見直したいと考えている。
- ・案内誘導については、従来の記載は残しつつ、新しい技術についても追記した。

○部会長

- ・新しい内容のほうが目立ってしまうため、従来型の取組も重要ということがわかるような表現をして

いただきたい。

- ・エレベーターの大きさについては、利用者数や利用者特性をある程度想定できる場合にに応じて望ましいサイズが記載できることが望ましい。

○委員

- ・エレベーターはケースバイケースであるため、ガイドラインに詳細を一律に記載するのは無理があると思う。基本的な基準をもとに、設計者がクライアントや発注者と協議しながら、総合的に判断するしかないと思っている。
- ・エレベーターについては専門誌が発行されており、それも含めて検討するのが一番ベストである。

○委員

- ・推奨基準を前に、義務基準が後ろに配置されているが、結局、赤丸(義務基準)を追いかけてしまうのではないかと思った。
- ・エレベーターの大きさについては、建物用途で大きさは変わってくると思う。少なくとも 11 人乗りがよいということをお知らせすることは大事だと思う。
- ・ガイドラインはカラー印刷するのか。

○事務局

- ・そのとおりである。

○部会長

- ・より高い水準を目指す場合に、参考として類似施設の事例などを示すことで、設計者や関係者が判断しやすくなるを考える。

○委員

- ・標識について、遠くからでも確認できるように、高い位置への表示が有効である旨もどこかに記載していただきたい。
- ・柵の望ましい高さについて、万博のガイドラインでは客席からの視線を遮らないように高さを 800mm 以下とするという記述がある。こうした基準も記載していただきたい。
- ・ヒアリンググループについて、解説では車椅子用客席にも設置が必要だということ記載されているが、図では一般席にしか設置していないように見える。車椅子利用者には難聴者が多いため、車椅子用客席のほうにも設置していることがわかる図があったほうがよい。
- ・エレベーターの案内標示について、表示方法や設置場所は、エレベーターの所有者や設置環境により異なるため、一律の対応は難しいと思うが、降りた後、迷わず目的地に行けるような案内表示がほしい。

○委員

- ・目次や本編の見出しの色について、色を使ってわかりにくくならないようにしていただきたい。

○委員

- ・資料 2-3-1 の 8-6 ページに一般基準の対象となる建築物が示されているが、コンビニはどこに入るのか。
- ・トイレには手すりやペーパーが設置されているが、車椅子利用者は届くのか。ちょっとした配置や高さで使いにくい場合がある。せっかく設置しても使い勝手が悪いと意味がないので、そのあたりの配慮が必要だと思う。

○委員

- ・14-1 ページの「案内設備までの経路」の内容は決して案内設備までの経路だけに限らない。再整理する必要があるのではないか。
- ・次年度以降の検討になるかもしれないが、記載内容が案内設備までの経路にとどまらないことを明確に整理していかないといけないのではないか。

○部会長

- ・設計者が参照する際、電子媒体だけでなく、紙で利用する場合もあると思う。色だけでなく、インデックス的に上下方向をずらすなど、印刷後の使いやすさに配慮することも必要である。
- ・参考例の図が増えることで、どの基準に関するものを読んでいるのかがわかりにくくなる場合があるため、チェック項目で整理している義務基準に①などの番号を付与する等の工夫が必要である。
- ・図が挿入され、新しい項目がページの途中から始まるページが散見され、参照しづらい。つまみ食いのあの基準はどうなっているかという使い方をするのが普通だろうから、見つけ出しやすい形が必要ではないか。

○委員

- ・エレベーターは高齢者、障がい者だけでなく、ベビーカー利用者やスーツケースを持つインバウンドの方等、多くの方が利用しているため、籠が小さい場合、複数回待つ可能性があり利便性に課題がある。こうした利用実態を踏まえ、基本的な考え方に補足してはどうか。

○事務局

- ・個々のご意見については、反映を考えていきたい。
- ・コンビニは物販店舗に含まれている。条例改正の中でも小規模なもの、コンビニも含めてバリアフリー化を図っていこうということで取組を進めている。
- ・ガイドラインの構成を見直したことによって基準が浮いてしまっているものや、表題と合っていないものなど、まだまだ整理できていないところがあるため、その精査も進めていきたい。
- ・目次と各章は紐づけてインデックスを作ってわかりやすくしているが、具体的な項目に入ると、基準も多く探しにくいというのはおっしゃるとおりだと思う。どういう工夫ができるか考えていきたい。

■ 議題(1)2-3-2、2-3-3

○委員

- ・資料 2-3-3 の 5 ページについて、「手話サポートテレビ電話を活用する」と記載があるが、具体的な実

施方法について説明していただきたい。

○事務局

・どちらかというと大手やチェーン店で使われていることは理解しているが、事例としてご紹介させていただいた。

○委員

・本財団電話リレーサービスが提供している「手話リンク」という、行政でも活用されているサービスがある。手話リンクは未使用時は費用がかからないため、そちらのほうが好事例なのではないか。この1行の記載については検討していただきたい。

・資料2-3-2の19ページの、エレベーターの緊急通報時も、手話リンクを使えば手話で会話ができるため、ぜひ使っていただきたい。資料に載っている事例はチャットでの文字のやりとりになると思うが、手話でやりとりできる事例も合わせて紹介していただきたい。

○部会長

・事例集については、当事者参画の成果として示している。

・資料2-3-3は広くバリアフリー改修を推奨する内容となっているが、具体的なサービスや実施方法が盛り込まれていないと必要性は理解できても、実効性に欠ける恐れがある。

○委員

・資料2-3-3の7ページ、レジ・カウンターについて、140cm角と記載があるが、近年スーパーでは、レジと精算場所が分かれており、隣接している場合もあれば直角に曲がる場合もある。その点について少し気になった。

・掲載されているイラストは我々が考えている小規模店舗よりもやや立派な印象を与えるものが多い。すべて変更するのは難しいかもしれないが、身近な小規模店舗であることがイメージできるものにしていただけるとよい。

○委員

・概要や目的の部分で、性別からSOGIESCへと発展していった流れを反映できないか。

○部会長

・今おっしゃった「SOGI(ソジ)」は教育現場ではかなり以前から使われているが、さらにその概念を広げて「SOGIESC」という形で明確に記載したのは交通アクセスのガイドラインが最初だったと思う。その経緯等の意義は認める。ただ、その精神は今回のガイドラインでも、序章の部分に盛り込まれているということをご理解いただきたい。

○委員

・当事者参画を進めるには、どのような方に参画してもらうのかを明確にし、一定の人材が確保されて

いることが必要である。

- ・新しい施設としてよいものを作ることは大事であるが、既存施設を改修する際にも当事者の方に入っただけでなく、基準には満たない場合でも、より使いやすくなるのではないか。ソフト面も含めて、当事者参画は新築だけでなく、既存施設の改修、更新にも合わせて使っていく仕組みになっていくとよい。
- ・兵庫県では、チェック&アドバイス制度のようなものがぜひ進めばと思っている。
- ・資料 2-3-3 について、取り組みやすいソフト面の対応を一覧で 1 ページにまとめて掲載すると、より分かりやすくなるのではないか。

○部会長

- ・事例集の 1 ページの「はじめに」のところに、「整備(新築、改修)」として「改修」も盛り込む方向で検討していただきたい。

○委員

- ・事例のガイドラインの 5 ページの移動/案内/誘導について、会場全体の主動線に視覚障がい者誘導用ブロックが当事者参画によって実現したということが一番大きな成果ではないかと思っている。そのため、その内容と写真も追加していただけると嬉しい。
- ・万博のガイドラインはプロセスを中心とした記載となっているが、大阪ヘルスケアパビリオン以降の事例は、アウトプットを中心とした記載になっている。可能であれば、例えば立体コピーを使用した資料説明や、見本を提示して壁や色を決めたなど、いろいろな人が参加できるデザインの工夫を載せていただくと、実践しようと思った人が検討する際のヒントになるのではないか。
- ・大阪府下では堺市、豊中市において、公共施設に限っているが、新築や大規模改修時の当事者チェックの要項が作成されている。そういう先進的な事例も参考情報として織り込むとよいのではないか。

○部会長

- ・15 ページには吹き出しで、「ワークショップを実施する際には立体模型や立体コピー図を作成し」と記載がある。こういった情報を事例としてさらに追加することで、実際にやってみよう、という方、あるいは、やらざるを得ない立場に置かれた方の参考になると思う。
- ・スケジュールの図が異なるタイプの活動を全部同じような形で記載されているため、これを上下方向に分けて、例えば会議系は上段にする、対象とする内容(トイレ、客席等)ごとに上下方向に分ける等、会議の実施回数等のイメージがつかみやすくなるように、もう一工夫していただきたい。

以上